

千葉県版「おとう飯<sup>はん</sup>」レシピコンテスト及び料理教室開催業務  
委託仕様書（公募用）

1 目的

内閣府が実施している「“おとう飯”はじめよう」キャンペーンに賛同し、千葉県版「おとう飯」料理のアイデアを県内から募集して、その普及を図り男性の家事等への参画を促すことを目的とする。

2 適用

本仕様書は、千葉県総合企画部男女共同参画課（以下「県」という。）が委託する、千葉県版「おとう飯」レシピコンテスト及び料理教室開催業務（以下「委託業務」という。）について適用する。

3 委託期間

契約締結の日から令和3年3月15日までとする。

4 委託内容

(1) 料理レシピの募集

ア 受託者は、県が定める、千葉県版「おとう飯」レシピコンテスト及び料理教室実施要領（以下「実施要領」という。）に基づいて効果的な広報を実施し、レシピの募集に努めること。

イ 受託者は、レシピの応募受付及び問合せ対応を行い、応募作品の集約を図る。

ウ レシピ募集の際に収集する情報については、事前に県と協議の上、決定すること。

エ 実施要領に基づくレシピであるか確認し、その結果をとりまとめ県に報告する。

(2) 人気投票コンテストの実施

ア 受託者は、実施要領に基づいて人気投票コンテストを実施し、その結果を取りまとめて、県に報告する。投票基準については受託者が提案し、県と協議の上、決定することとする。

イ コンテストの実施にあたっては、効果的な広報など、多くの得票につながるよう工夫して行うこと。

ウ 投票において、一人につき多数の投票ができないような仕組みとすること。

エ 受託者は、県ホームページ掲載用として、各応募用紙の個人情報を消

した状態でのPDFデータ及び応募レシピの写真のJPGデータについて、応募締切日から一週間以内に県に提出する。

オ 受託者は、コンテスト入賞者に贈呈する賞品を購入し、受賞者に送付する（送付日時など詳細については、県が別に指定する。）。なお、賞品の構成は事前に県の確認を受けた上で購入することとし、それらの購入金額等については、実施要領を参考とすること。

(3) 「千葉県版おとう飯レシピコンテスト 2020」レシピカードの作成

受託者は、受賞したレシピをレシピカードとしてデータを作成する。

なお、レシピカードの作成に当たっては、事前に県の確認を受けるものとし、ホームページ用に完成品の電子データをPDFファイル及びHTMLファイルで県に納品するとともに、SNSの活用などにより、千葉県版おとう飯メニューのPRに繋げること。

(4) 料理教室等の開催

ア 受託者は、次のとおり料理教室等を開催すること。

時 期	令和3年1月～3月上旬
内 容	本事業の趣旨を逸脱しない内容をテーマとしたセミナー(30分程度)とコンテスト入賞作品による料理教室
回 数	2回
場 所	千葉県地域振興事務所が所管する各区域及び千葉市、市原市のうち異なる2地域（隣接しない地域が望ましい）
対 象	親子（男性、男児を含む）5組程度／1回
備 考	参加費無料

イ 受託者は、料理教室参加希望者を取りまとめて参加者を決定し、応募者へ結果を通知する。なお、参加者の決定に当たっては、予め県の確認を受けるものとする。

(5) アンケートの実施

ア 受託者は、(4)の参加者にアンケートを実施すること。

イ アンケートの項目は、受託者が提案の上、県と協議して作成し、アンケート実施後、集計したアンケート結果を県に報告（概ね2週間以内）すること。

5 成果品

受託者は、上記4の内容について、報告書として取りまとめ、県に報告する。報告書の内容、方法等については、予め県の確認を受けるものとする。

また、上記4(2)及び(4)については、別途、イベント報告書（別紙1）を作成し県に報告すること。

## 6 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本事業の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を千葉県に無償で譲渡するものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。なお、千葉県は本業務により納品されたデータ等について、ホームページ掲載及び増刷ができるものとする。
- (2) 千葉県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は該当項目及び理由を示し、別途協議すること。
- (3) 本事業の受託者は、千葉県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

## 7 納入物件に関する責任の所在

本業務に伴う全ての納入物品については、受託者が最終責任を負うこと。

## 8 法令遵守及び安全管理

- (1) 関係法令の遵守  
本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。
- (2) 安全管理体制の整備  
安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めると共に、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。
- (3) 作業員及び第三者の安全管理  
受託者の指示によって行う作業員の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、参加者等の第三者についても危害を及ぼさないように万全の処置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

## 9 秘密の保持

本業務の処理上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。本業務の委託期間終了後も同様とする。

## 10 その他

- (1) 本事業を実施するために必要な広報、会場設営、当日の運営等、実施に係る一切の業務を行うこと。
- (2) 業務を実施するに当たっては、千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」を活用したものとすること。  
なお、使用方法については、事前に県に確認すること。
- (3) 内閣府が制作した「おとう飯エプロン」(大人用、上限20枚)を活用することとし、贈呈者について、おとう飯エプロン贈呈者一覧(別紙2)により県に報告すること。なお、エプロンは県が用意するものとすること。
- (4) 新型コロナウイルス感染対策を十分に行い、感染防止に努めること。
- (5) 本仕様書及び実施要領に定めのない事項及び事務処理上疑義が生じた事項については、県、受託者協議の上、定めるものとすること。